

## 川越市児童福祉施設等指導監査実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の規定に基づき実施する指導監査について、必要な事項を定める。

（実施対象）

第2条 この要綱に基づく指導監査の対象は、こども未来部が所管する子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（保育所及び幼保連携型認定こども園に限る。以下「施設」という。）及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。以下「事業者」という。）とする。

（実施方針等）

第3条 指導監査は、施設及び事業者（以下「施設等」という。）の適正な運営と子どもの適切な処遇を確保することとあわせて、本市における子ども・子育て支援及び児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

- 2 指導監査は、児童福祉法第34条の17第1項及び第46条第1項並びに子ども・子育て支援法第38条第1項及び第50条第1項並びに認定こども園法第19条第1項に基づき、設備及び運営に関する基準等の遵守状況について必要な検査を行う。
- 3 指導監査は、常に公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、関係者の理解と協力が得られるよう配慮して行う。
- 4 指導監査は、国から発出される通知、本市の指導監査実施方針、これまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。
- 5 指導監査は、形式的、画一的な指導に陥らないように留意するとともに、施設等の実態及び問題点を的確に把握し、問題解決及び事務処理、運営等改善の促進のための具体的な助言、指導を行う。
- 6 指導監査を適切に実施するため、次に掲げる事項を定める。
  - (1) 指導監査における重点事項等を含む指導監査実施方針
  - (2) 年間指導監査実施計画
- 7 前項に規定する指導監査実施方針及び実施計画の策定に当たっては、関係課所と十分な連携のもとに行う。

（実施体制）

第4条 指導監査は、実施対象となる施設等ごとに関係課と協議のうえ、指導監査班を編成し実施する。

(実施区分)

第5条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査)

第6条 一般指導監査は、第3条第6項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回実施する。

2 前項の規定に関わらず、検査が必要と認められる場合は、一般指導監査を臨時に実施することができる。

(一般指導監査の項目及び内容)

第7条 一般指導監査は、別表に掲げる項目について実施する。

2 一般指導監査における公平性を確保するため、監査の観点、評価事項、評価区分等の内容は、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」(平成12年4月25日付児発第471号厚生省児童家庭局長通知)別紙児童福祉行政指導監査実施要綱の別紙1の2等によるものとする。

(一般指導監査の実施方法等)

第8条 一般指導監査にあたっては、施設等の代表者の出席を求めるほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

2 一般指導監査を実地において行った場合は、実施場所等において、その結果について施設等の代表者等に対し講評を行う。

(特別指導監査)

第9条 特別指導監査は、必要に応じて、特定の事項について重点的に実施するものとし、正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指示事項の改善が認められない状況が継続した場合、施設等の運営に重大な問題がある場合等において、問題等の内容に応じ実地において行う。

2 特別指導監査は、事前の通知なく実施できるものとし、実施方法等については、実施に際して目的に応じて策定するものとする。

(指導監査結果の通知等)

第10条 指導監査の結果については、当該施設等の代表者等に文書をもって通知する。

2 文書による改善事項については、当該施設等の代表者等に対し、所定の時期までにその改善状況等の報告を求める。

3 文書による指導改善事項に対する回答に疑義又は改善状況が不十分と認められる場合

は、その都度必要な指導を行う。

(行政上の措置)

第11条 指導監査にあつては、施設の設備又は運営が最低基準を満たさないとき若しくはその運営が著しく適正を欠くときは、児童福祉法第34条の17及び第46条並びに子ども・子育て支援法第39条、第40条、第51条及び第52条並びに認定こども園法第20条、第21条及び第22条の規定に基づき必要な措置を行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第7条関係）一般指導監査項目

項目
(1) 施設（建物・設備）
(2) 諸規程
(3) 職員
(4) 利用者処遇
(5) 苦情対応
(6) 防災対策
(7) 関係期間及び地域との連携
(8) 会計経理
(9) 予算の編成・執行
(10) 決算
(11) その他